

事 務 連 絡
平成30年10月1日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各市町村担当部課長
殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合
の積極的な対応について

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成17年7月6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」において、適切に対応されるようお願いしておりますが、平成28年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数（国公立私立合計）」の集計を見ると、指導要録上出席扱いの措置がとられている児童生徒数は小学校で16人、中学校で142人とどまっております。

不登校児童生徒の中には、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が受けられていなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がありますことから、学校や教育委員会が保護者と十分連携・協力しつつ、児童生徒の自宅における学習活動への意欲を引き出し、その結果を学校として適切に評価することをもって、児童生徒の社会的自立に向けた支援を一層推進していくことが重要であると考えます。

不登校児童生徒への対応につきましては、これまでも関係者において様々な努力がなされているところですが、別添を参照し、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人及び公立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、先の通知について一層の周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、別添について不明な点があれば、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

(本件問い合わせ先)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導第一係（影山、中村、井上）

電話 03-5253-4111（内線3299）

FAX 03-6734-3735

E-mail s-sidoul@mext.go.jp

(別添)

指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

1 IT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。

- 「IT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを利用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
- ・民間業者が提供するIT教材を活用した学習
 - ・パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - ・教育支援センター作成のIT教材を活用した学習
 - ・学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - ・ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。

- 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が異なるため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。

また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう見直すことも検討すべきです。

3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

- 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。

- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。

- 自宅における IT 等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることが、不登校をいたずらに助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

〈関係通知〉

- ・「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」平成 17 年 7 月 6 日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm

- ・「「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について」平成 30 年 9 月 20 日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1409323.htm

参考事例

【1】教育支援センターとの連携

(1) 学習活動の内容

教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている。これによって、一人ひとりの学習履歴を管理することもできる。

(2) 対面指導

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして面談するほか、在籍校の教職員による家庭訪問も定期的実施している。ICT学習支援として研修を受けた対面指導員が、対面指導を行うこともある。

(3) 保護者との連携

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして保護者とも面談しているほか、教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それをもとに学校が保護者とも学習状況の確認・共有をしている。

(4) 出席扱いと評価

教育支援センターからの報告書等に基づき、学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。通知表の所見欄にコメントとして記載する場合もある。

【2】民間の学習教材を活用

(1) 学習活動の内容

民間業者が提供するインターネット上の学習教材を活用し、同教材における個人に応じた学習計画（教科書に準拠したもの）に沿って自宅学習をしている。

(2) 対面指導

担任や学年主任、SSWが週1回（必要に応じてそれ以上）家庭訪問している。

(3) 保護者との連携

担任等が定期的に電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている。

(4) 出席扱いと評価

学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。学校と民間の学習教材とでは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている。



別添2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の
あらまし（平成28年12月14日付け官報）

◇義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（法律第
百五号）（文部科学省）

1 目的

この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっ
とり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団
体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることによ
り、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第
一条関係）

2 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによることとした。
（第二条関係）

（一）学校

学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課
程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいうこと。

（二）児童生徒

学校教育法第一八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいうこと。

（三）不登校児童生徒

相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理
的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況に
あると認められるものをいうこと。

（四）教育機会の確保等

不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行
う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教
育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいうこと。

3 基本理念

教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなら
ないこととした。（第三条関係）

（一）全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校に
おける環境の確保が図られるようにすること。

（二）不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状

況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

(三) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

(四) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

(五) 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

4 国及び地方公共団体の責務

(一) 国は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。(第四条関係)

(二) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。(第五条関係)

5 財政上の措置等

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。(第六条関係)

6 基本指針

文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることとした。(第七条関係)

7 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(一) 学校における取組への支援

国及び地方公共団体は、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。

(第八条関係)

(二) 支援の状況等に係る情報の共有の促進等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係

者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとした。(第九
条関係)

(三) 特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された
教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のた
めに必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一〇条関係)

(四) 学習支援を行う教育施設の整備等

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施
設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講
ずるよう努めるものとした。(第一一条関係)

(五) 学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、
不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必
要な措置を講ずるものとした。(第一二条関係)

(六) 学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援

国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学
習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童
生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保
護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるもの
とした。(第一三条関係)

8 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(一) 就学の機会の提供等

地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会
の提供その他の必要な措置を講ずるものとした。(第一四条関係)

(二) 協議会

都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、一に規定する就学の機会の提供その
他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事
項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができ
ることとした。(第一五条関係)

9 教育機会の確保等に関するその他の施策

(一) 調査研究等

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実
態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並び
にこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとした。(第一六条関係)

(二) 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一七条関係)

(三) 人材の確保等

国及び地方公共団体は、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一八条関係)

(四) 教材の提供その他の学習支援

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。(第一九条関係)

(五) 相談体制の整備

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとした。(第二〇条関係)

10 施行期日等

(一) 検討

(1) 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二項関係)

(2) 政府は、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとした。(附則第三項関係)

(二) 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。